

【翻 訳】

1850年代半ばの労働運動における社会綱領

ヴォルフガング・マイザー著
(橋本直樹訳)

【訳者はしがき】

本稿は、Wolfgang Meiser: Soziale Programmatik in der Arbeiterbewegung Mitte der fünfziger Jahre des 19. Jahrhunderts. In: *Alternativen denken. Kritisch-emanzipatorische Gesellschaftstheorien als Reflex auf die soziale Frage in der bürgerlichen Gesellschaft (vom Sozialismus vor Marx bis zur Theologie der Befreiung)*, Berlin 1991, S. 72-74の試訳である。訳文中の / / 内の数字は底本のページ数であって、各ページの開始箇所にはほぼ相当する文節の切れ目に置かれている。[]内は訳者による補足であり、()内で原語を示した。段落間の行空けも原文通りである。

本稿は、1864年にロンドンで国際労働者協会が結成される以前に、すでに1850年代の半ばに、組織的な労働運動の動きがあったことを、わずかの紙数のうちに二つの事例を取り上げて明らかにしている。労働者議会の綱領と後に国際協会となる国際委員会の呼びかけとであり、第一インターナショナル前史の一齣として大変興味深い。

訳者の関心は、本稿において、マルクスが名誉議員の一人として労働者議会に招かれその議決文書に連署するよう要請されていたことが改めて指摘されている点にある。実際出

席することはないにせよ、名誉議員として招かれ議決文書に連署するよう求められたところからは、マルクスが当時のイギリスの労働者たち間ですでに一定の地歩を占めていたことが分かる。そして、マルクスがそのような地位を得るにあたっては、彼が『共産党宣言』の起草者であったという事実の普及が幾可かの重みをもっていたことが窺われる。

原論文収録書の参看は従来国内では容易でなかった。社会史国際研究所(アムステルダム)の蔵書を利用する機会に恵まれたので、興味深い内容の本論文を邦訳し、資料として紹介することとした。

/72/ ヨーロッパ大陸で革命が敗北した後、組織された労働運動の影響は1857～59年の経済恐慌まではもっぱらイギリスに限られたままであった。それにもかかわらず、この時期に、国際的連帯をもとめる動きに組織的な枠組みを与えようとする試みがあった。具体的には、イギリスの労働運動についてはマンチェスターにおける1854年3月の労働者議会の綱領であり、国際的運動を復活しようとする試みについてはロンドンにおける1855年7月の国際委員会の呼びかけである¹。プレストン周辺の工業地域において1853年8月に50年代におけるイギリスのプロレ

¹ これらの年は労働運動史においてほとんど研究されていない年に属する。『国際労働運動。歴史および理論の諸問題』(モスクワ、1980年)では、労働者議会および国際委員会にはなんらの言及もない。

タリアートによる最大の大衆ストライキの一つが起った。綿花工場の織布工および紡績工が10パーセントの賃上げをもとめてストライキに入った。彼らは他の職種の労働者たちの支援をうけ、その結果、約30,000名のプレストンの労働者がこのストライキに参加した。1853年9月に経営者連合はロックアウトで対抗した。チャーティストたちも積極的に取り組んだ他の諸都市の労働者たちによる支援キャンペーンによって、ストライキは9ヵ月にもわたって戦い抜かれた²。

1854年2月にロックアウトは終わったが、それにもかかわらずストライキが続行されたとき、経営者たちの対応はスト破りを投入することと、1854年3月にはストライキの指導者たちを逮捕することであった。次第に資金源が枯渇し、労働者たちは余儀なく5月にストライキを終結させた。1854年3月に労働者議会が招集されたのはこの大衆ストライキと直接関連していた³。定期的に招集されるはずの労働者議会が、労働者たちの繰り広げる広範な大衆運動の指導を担うことになっていた。最終的にその計画が挫折したのは、チャーティストの政治目標に消極的な大多数の労働組合指導者たちの支援を得られなかったところにあるが、ストライキ運動が敗北に帰したところにもあった。経験とともに残ったのは労働者議会が議決した綱領的諸原則および目標であった。

労働者議会が議決した行動綱領⁴は、解雇とロックアウトにあった労働者たちの状態に直に関連しており、その目的とするところは、そのようなことを将来禁止し、作業の間は公正な扱いを保証し、婦人および児童を工場から守り、教育の可能性を保証し、賃金控除や誤魔化しによる賃金カットを禁止する措置にあった。これらの目的以上に、労働する者たちに彼らの労働の成果の公正な取り分を保証し、また、彼らが自分自身の労働の主人となって賃金奴隷から彼らを完全に解放するための諸前提を作り上げることへの切なる願いがあった⁵。

労働者議会の綱領にはこれらの目的を達成するための資金が含まれていた。賃金額に応じて週ごとに納める寄金からなる全国労働基金の設置が議決された。この基金はストライキやロックアウト時および失業時の支援に使われることになっていた。生産費および利潤に応じた基準賃金 (Tarif der Löhne) の調整を目的として基準賃金の類別 (Tarifabteilung) が予定されていた。/73/実効ある賃金規制や、労働者が自分自身の労働の主人であるという権利の貫徹が達成されるだけでも、それを基礎に、もし経営者から他人の労働を取得する力が剥奪されるならば、その基金は広大な土地の購入にも使われ、その土地は譲り渡されず、運動の財産のままになるはずであった。その管理は個々人ないしは協同

² マルクスはこのストライキについて『ニューヨーク・トリビューン』紙のいくつかの論説で報告した (『新マルクス=エンゲルス全集 (MEGA)』第I部門、第12巻、175/176ページ、204ページ以下、312/313ページ、348ページ以下、447ページ以下参照[本書を以下、『新MEGA』と略記する])。

³ チャーティストのジョーンズによる労働者議会の準備については、『新MEGA』第I部門、第12巻、488ページ以下、496ページ、『新MEGA』第I部門、第13巻、55ページ、100/101ページ参照。マルクスの労働者議会への挨拶状は、同上書、107/108ページ参照。

⁴ 行動綱領の草案をマルクスは『ニューヨーク・トリビューン』紙への寄稿中に全文再録した (『新MEGA』第I部門、第13巻、112ページ以下参照)。

⁵ 同上所参照。

組合事業の賃貸借料によって賄われることになっていた。同様に、協同組合工場、作業場および店舗を設立することが計画されており、それらは運動の財産となる。従業員たちは基準賃金 (Tariflohn) とともに、販売された生産物の純利得の半額を受け取るようになっていた。残りの半額は運動に払い込まれる予定であった。協同組合の事業長は労働者たちによって選出され、また解任可能となっていた⁶。

実際に出席するかどうかは別にして、議決文書に連署する名誉議員としてマルクスとフランスの社会主義者ブランおよびナドーとが招待されたことで、労働者議会とその綱領は国際的に特別の意味をもった。綱領に基づく提案およびそれに結びついた実践的な試みを、マルクスは10年後に国際労働者協会創立宣言の中で取り上げ、「国民的レベルで」協力体制を展開させることと「国民的資金による助成」とを求めた。そのための諸条件をマルクスは、チャーティストたちの見方に同意して、労働者による政治権力の奪取に見た⁷。

労働者の国際的連帯の思想は1840年代以来の

民主主義親睦会の動きを引き継ぐものであるが、大陸のフランスの左派共和主義者、ブランキ主義者および社会主義者、ならびにイギリスのチャーティストおよびロンドン労働者教育協会のドイツ人共産主義者たちもこの思想に挺身し、1855年3月にロンドンで国際委員会を創設した⁸。委員会の書記長にはノッティンガム出身のチャーティスト、ジョージ・ハリソンが就いたが、彼は労働者議会の5名で構成された執行委員会の一員であった⁹。

1855年6月24日にロンドンで日曜商業廃止法案 (Sunday Trading Bill) に反対する大衆デモンストレーションが起き、約20万人が参加した。7月1日に禁令を無視してデモンストレーションが繰り返されたとき——その参加者にはマルクスおよびウィルヘルム・リーブクネヒトもいた——、警察が介入し、逮捕者や負傷者がでた。マルクスの見方は「ハイド・パークでイギリスの革命が始まった」というものであった¹⁰。最初は1855年7月14日にドイツ語で公表され¹¹、翌週にはフランス語¹²および英語でも¹³公表された、国際委員会が決議した呼びかけはこのような背景から読まれるべきである。

⁶ 「労働者議会綱領」『新MEGA』第I部門、第13巻、599ページ以下参照。

⁷ カール・マルクス「国際労働者協会創立宣言」『マルクス=エンゲルス著作集(MEW)』第16巻、12ページ[本書を以下、『MEW』と略記する]。

⁸ 詳しくは、A. ミュラー・レーニング (A. Müller Lehning) 「国際協会 1855年～1859年 [The International Association (1855-1859) A contribution to the preliminary history of the First International]」『社会史国際評論 [International Review for Social History]』第3巻、1938年、185～286ページ参照

⁹ 「労働者議会綱領」、前掲書、607ページ参照。

¹⁰ カール・マルクス「教会の煽動」『MEW』第11巻、323ページ；「1855年6月26日付エンゲルス宛マルクスの手紙」『新MEGA』第III部門、第7巻、195ページ、「1855年7月3日付エンゲルス宛マルクスの手紙」、同前、198ページ参照。

¹¹ 『被追放者 (Der Verbannte)』(ロンドン)、1855年7月14日付。(この雑誌については、刊行された号の伝存は知られておらず、その写しだけがドレーズデン州立文書館にある、K. H. S. Zwickau, Nr. 3862。)

¹² 『オム (L'Homme)』1855年7月18日付。

¹³ 『ザ・ピープルズ・ペーパー (The Peoples Paper)』1855年7月21日付。

その呼びかけは全世界の労働階級、すなわち肉体労働者および頭脳労働者宛てである。その批判は、君主制であれ貴族制であれブルジョア制であれ、あらゆる類の専制政治に突き付けられている。労働者たちには科学的認識および自己意識を獲得することが求められる。労働者、すなわち唯一の創造者であり、正統な資本の所有者が、労働の名において自分自身を統御することに努めないならば、理性に悖る、とされる。革命は、社会において人間精神の不断の発展とみなされるが、経済的立場から見ると、支配するものたちと抑圧されるものたちとの間の貸借関係の清算にはかならない。芸術および産業に新たな生命を与えること、宗教および政治当局への信仰から解放することが科学の使命であるのみならず、科学は人間およびその周囲に存在する普遍的な法則および社会的保証の法則すなわち連帯を明らかにする。社会秩序はそのように理解された科学にふさわしく、そこでは各人は自分自身に忠実であり、人間は彼らの同一の本性と異なった精神的才能とに応じて自分自身を統御する。普遍的に民主主義的で社会的な一共和国の地での諸国民の同盟が目標として宣言される¹⁴、と。

/74/ その綱領は、社会理論の内容からすれば、どうかこうにか再び世に出た国際的運動の成熟度に照応したものであった。アメリカ合衆国の社会主義労働者党の綱領に関する後のエンゲルスの別の表現から確認し得るのは、種々の国々の民主主義運動および社会運動が一つの綱領のもとに統一するのは——そして、その綱領がたとえきわめて未熟なものであっても、それがおよそ真の労働者綱領である限りは——一步前進

だということである¹⁵。労働者議会および国際委員会は、社会の歴史にとって必然的な、発展の諸環をなしており、それらなしには1864年の国際労働者協会はあり得なかったであろう。

〔付記〕本稿は2009年度科学研究費補助金・基盤研究(C)研究課題名「『共産党宣言』の起草者名の普及史」(課題番号21530182)の研究成果の一部である。

¹⁴ 「国際委員会の呼びかけ」、同上所。

¹⁵ F. エンゲルス「アメリカにおける労働運動」『MEW』第21巻、342ページ参照。